

令和5年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について

生活衛生課

○趣旨

本府では、食品衛生法第24条の規定により、毎年度ごとに策定する食品衛生監視指導計画の一環として食品等の収去検査計画を策定しているところです。

同収去検査は、年間計画に基づく通常検査、食中毒発生時などの緊急対応をする緊急検査、夏期・年末の一斉取締りに併せて実施する夏期・年末集中検査の3種類を実施しています。

令和5年度食品衛生監視指導計画における食品等の収去検査計画については、「食の安心・安全審議会」に御意見を伺い、府の関係機関で協議して検査計画素案を作成し、消費者団体との意見交換会を経て、「食の安心・安全審議会」に御報告した上で、年度末に策定することとしており、昨年度に引き続き、年間計画に基づく通常検査について、食品等の種類、検査項目、検査検体数等に関する御意見をお伺いするとともに、別添様式により、9月30日（金）までに、FAX、メール等により、生活衛生課食品衛生係あて御意見をいただきますようお願い申し上げます。

御意見送付先、連絡先

生活衛生課食品衛生係 石田あて

FAX：075-414-4780 電話：075-414-4773

メール：seikatsu@pref.kyoto.lg.jp

○収去検査の目的等

[検査の目的]

府内で生産・製造又は販売される食品等に関し、放射性物質、残留農薬、食品添加物等について食品衛生法等に基づく検査を行い、違反食品・不良食品の流通防止やこれらを排除することにより、食品等の安心・安全確保を図る。

[検査の種類]

通常検査、緊急検査、夏期・年末集中検査

[検査食品及び項目]

検査食品：農産物、食肉、卵類、乳、魚介類、加工食品など

検査項目：放射性物質、残留農薬、動物用医薬品、微生物、成分規格、食品添加物、組換え遺伝子など

○通常検査の収去及び検査機関

[収去機関]

乙訓保健所(向日市)、山城北保健所(宇治市)、山城南保健所(木津川市)、南丹保健所(南丹市)、中丹西保健所(福知山市)、中丹東保健所(舞鶴市)、丹後保健所(京丹後市)

[検査機関]

保健環境研究所(京都市伏見区)、中丹西保健所

○令和4年度食品等の収去検査計画（通常検査）

[R4当初計画] 750検体（うち流通食品の放射性物質検査100検体）【別添1】

[6月末現在] 157検体実施（進捗率21%）

うち放射性物質検査 20検体実施（進捗率20%）

[内訳] 生鮮品（きやべつ、たまねぎ、きゅうり等） 12検体

魚介類（マアジ、サワラ、トビウオ等） 8検体

(参考) 令和3年度の通常検査【別添2】

[計画] 750検体 [結果] 501検体、違反1件

食品等の検査計画に対する意見

氏名

1 令和5年度計画において、重点的に実施すべき事項とその理由

2 新たに検査実施が必要な検体の種類及び検査項目とその理由

3 検査検体数の見直しが必要な検体の種類とその理由

4 その他

御意見がありましたら御記入をお願いします。